

上尾都市計画土地区画整理事業の変更（上尾市決定）

都市計画上尾道路沿道堤崎西部地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	上尾道路沿道堤崎西部地区土地区画整理事業	
面 積	約 6.7 h a	
公共施設の配置	道 路	国道 17 号バイパス上尾道路に接する利点を生かし、区画道路（幅員 6.0 m～8.0 m）を宅地の利便に供するよう適宜配置する。
	その他の公共施設	雨水排水は、宅地内に整備する雨水流出抑制施設に貯留した後、準用河川浅間川に放流する。 汚水排水は、荒川左岸南部流域関連上尾公共下水道に接続する。 上水道に関しては、上尾市水道事業より給水を受ける。
宅地の整備	交通面の優位性を生かした計画的な産業機能の集積を図るため、大街区を配置することにより産業系施設の立地を誘導し、周辺環境に配慮した産業団地を形成する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は都心から約 35 km 圏にあり、JR 高崎線上尾駅から南西約 3 km に位置し、国道 17 号バイパス上尾道路に接し交通利便性に優れている地区である。上尾市の都市計画の基本的な方針「上尾市都市計画マスタープラン 2020」において産業系土地利用検討地に位置付けられ、周辺環境との調和に配慮しつつ交通面の優位性を生かした計画的な産業機能の集積を図るため、土地区画整理事業区域約 6.7 h a を都市計画決定するものである。

都市計画として定める区域

上尾市大字堤崎字前谷、字柳田及び字西谷の各一部